

著作権



必ずスターにならなければ、著作物なのが、どういじです。なぜなら、著作物でなければ、そもそも著作権は生まれないからです。典型的な演劇公演を想定した場合に、おそらくこの著作物にあたる要素としてまず浮かぶのは、「戯曲」「舞台装置」「音楽」でしょう。

第9回 公演の放送・DVD化・アップロードと著作権(1)

弁護士・二上一三一ク州弁護士
福井健策

質問：演劇公演を収録してテレビ放送するとき、あるいはDVR化して販売するとき、誰の許可をもらひつ必要があるか？公演のシーンをインターネットや携帯に流したいときはないつか？

画は「複製」ですし、放送は「公衆送信」です。こうした録画をDVR化するのもまた「複製」ですから、そのDVRを販売するのは「譲渡・頒布」です。公演の映像をウェブサイトアップするのも、原則として「公衆送信」です。ですから、演劇公演を録画していった二次利用をしてしまう場合は、前にあげた「戯曲」「舞台装置」「音楽」などといった要素の著作権者から、許可を貰わなければなりません。(例外的に「引用」や「私的複製」ならば許可なくできるケースもあります。)

2 著作隣接権も忘れない

今、公演のいろいろな要素をあげましたが、まだあがっていないものがあります。それは「俳優」などの出演者です。俳優の演技やダンサーのダンスは、著作物ではありません。

彼ら(彼女)は著作物である「戯曲」

1 演劇公演に含まれるさまざまな著作物

これは、まだ「劇作家協会会報」時代に一度書いたテーマですが、公演の「二次利用」は最近ますます増えていますから、あらためて複習しあじょり。演劇公演を録画して放送やDVR化していった場合、

それから、衣装や照明「サイン」に独創性があるなりば、「舞台衣装」「舞台照明」も著作物とみなしてよい。ダーナスのある公演などは「振付」も著作物でしょ。した著作権には著作権があって、著作権の中に「複製権」「公衆送信権」それに「譲渡権・頒布権」といった権利が含まれますか(「一書也」35回)。公演の録

本で今後「映画・ゲーム」「音楽」「出版・マンガ」とジャンルごとに出版していくも。この連載記事を読んで「著作権のことをもう少し知った」「よきドリーミング」など、ちゃんと面白く面白いルールがあるのか教えてくれ」という方がいらっしゃる「しゃねばんうそ」一読ください。ひととすると何か答えるが見つかることもありません。でも聞きたくなるスタッフが抜けています。それは、演出家と制作者(プロデューサー)です。いったい、演劇公演を放送したりDVR化するときには彼らの許可はいらないのか？演出家と制作者は著作権者ではないのでしょうか？この続きはまた次回といたします。

といつて、録画した公演を俳優の許可なく利用できるケースもありますが、細かいのいいだけます。

演劇公演の二次利用の場合、おもぶ

す。(なお、俗に「ワニチャンス主義」といって、録画した公演を俳優の許可なく利用できるケースもあります)

ぶんたくさん関係者からの許可をも

めずスタートになるのは演劇公演の部分が著作物なのか、どういじです。なぜなら、著作物でなければ、そもそも著作権は生まれないからです。典型的な演劇公演を想定した場合に、おそらくこの著作物にあたる要素としてまず浮かぶのは、「戯曲」「舞台装置」「音楽」でしょう。

最後にお知らせですが、昨年以來、著作権にかかる本を2冊出版しました。ひとつは集英社新書からの「著作権とは何か 文化と創造のゆくえ」で、

読み物風のものです。「守られるべき権利」と「許されるべき利用」のバランス、どちらことが主眼になります。もう1冊は、社団法人著作権情報センター(CPI)から出版された「アーティストテイメントの著作権」もこの本です(共著)。これは、今年続々と刊行される予定についた野性的な出版企画の第一弾です。第一巻は「おれ」演劇・ダンス・「ソノサート」といったラブイベントにまつわる著作権をわかりやすく解説していくこと